

# 大野市介護保険条例等の一部改正について

資料 2

## ①大野市介護保険条例

【改正理由】 介護保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

【改正内容】 (1) 介護保険料の基準所得金額の改正

区 分	改正前	改正後
第7段階と第8段階の区分	200万円	210万円
第8段階と第9段階の区分	300万円	320万円

(2) 介護保険料の算定における給与所得控除・公的年金等控除の規定を追加

## ②大野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

【改正理由】 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

【改正内容】 勤務体制の確保、業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、虐待の防止、電磁的記録を用いること等に関する規定を追加

## ③大野市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例

【改正理由】 指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

【改正内容】 勤務体制の確保、業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、虐待の防止、電磁的記録を用いること等に関する規定を追加

## ④大野市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例

【改正理由】 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

【改正内容】 勤務体制の確保、業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、虐待の防止、電磁的記録を用いること等に関する規定を追加

## ⑤大野市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例

【改正理由】 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

【改正内容】 勤務体制の確保、業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、虐待の防止、電磁的記録を用いること等に関する規定を追加

※①～⑤の【施行日】 令和3年4月1日